

商 号 等 ブックフィールドキャピタル株式会社  
金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）  
登 録 番 号 関東財務局長（金商）第 1016 号  
加 入 協 会 一般社団法人 日本投資顧問業協会

### 手数料（投資助言・代理業）

以下の算式等に基づき算出される手数料に消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。

#### 1. 契約資産額に基づく契約

##### 1) 基本報酬

契約資産額×基本報酬率（年率 1.00%以下（消費税抜））

##### 2) 成功報酬

下記（a）から（b）及び（c）を控除した金額に成功報酬率（20.0%以下（消費税抜））を乗じた金額

（a）基準日の契約資産の時価

（b）最後に成功報酬が発生した基準日の契約資産の時価

（c）最後に成功報酬が発生した基準日から基準日までの期間に対応する基本報酬

#### 2. 契約運用資産額に基づく契約

##### 1) 基本報酬

年額 50,000,000 円（消費税抜）以下

##### 2) 成功報酬

下記（a）から（b）及び（c）を控除した金額に成功報酬率（10.0%以下（消費税抜））を乗じた金額

（a）基準日の契約運用資産の時価

（b）最後に成功報酬が発生した基準日の契約運用資産の時価

（c）最後に成功報酬が発生した基準日から基準日までの期間に対応する基本報酬

#### 3. 個別分析契約

##### 1) 月額固定報酬

月額 500,000 円（消費税抜）

##### 2) 超過時間報酬

分析業務に要する時間が月間 30 時間を超過する場合には、上限を 70,000 円（消費税抜）とする時間給を超過時間分請求することがある。

#### 4. 鑑定評価契約

##### 1) 簡易評価レポート作成料

原則として 1 銘柄につき 1,000,000 円（消費税抜）とするが、分析及び簡易評価レポート作成に要する延べ作業時間又はその見込みが、20 時間を下回るもしくは超過する場合には、延べ作業時間 1 時間につき 50,000 円を減算もしくはは

加算するものとする。ただし、1 銘柄につき 2,500,000 円を加算後の上限金額とする。

## 2) 鑑定評価報告書作成料

原則として 1 銘柄につき 2,000,000 円（消費税抜）とするが、分析及び鑑定評価報告書作成に要する延べ作業時間又はその見込みが、20 時間を下回るもしくは超過する場合には、延べ作業時間 1 時間につき 100,000 円を減算もしくは加算するものとする。ただし、1 銘柄につき 5,000,000 円を加算後の上限金額とする。なお、簡易評価レポート作成済みの銘柄については、これに 0.5 を乗じた金額とする。

また、複数銘柄の鑑定評価を行う場合には、各銘柄の種類、特性及び条件等に照らし、同じ類型に属する 2 銘柄目以降については、顧客との協議により、更に 0.5 を乗じた金額とすることができる。

## 手数料（投資運用業）

1 年間あたり、契約資産額のうち、10 億円以下の部分に対し 0.2%（消費税抜）を、10 億円を超える部分に対し 0.1%（消費税抜）を、それぞれ乗じた金額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。

## リスク情報

投資一任契約及び投資助言契約により取引を行う可能性のある有価証券等のリスクは、以下のとおりです。

### 〈上場有価証券等〉

- ◎上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ◎上場有価証券等もしくは裏付け資産の発行者又はその保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ◎上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合、当該財産の価格もしくは評価額の変動、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴って、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

### 〈信用取引〉

- ◎信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引を行うにあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

\*信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている裏付け資産の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。

\*信用取引の対象となっている株式等もしくは裏付け資産の発行者又はその保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。

### 〈株価指数先物取引〉

◎株価指数先物の価格は、対象とする株価指数が変動することによって、損失が生じるおそれがあります。また、株価指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、株価指数先物取引にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

\*市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はその全てを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。

\*株価指数先物取引の相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。

\*所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合等には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。

\*金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。

\*市場の状況によっては、意図した通りの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。

\*市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

### 〈外国為替取引〉

◎通貨の価格の変動により、損失が生じることがあります。

### 〈外国為替証拠金取引〉

- ◎通貨の価格の変動により、損失が生じることがあります。また、外国為替証拠金取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、その損失の額が差し入れた預託証拠金の額を上回る可能性があります。
- ◎取引業者及びそのカバー取引相手方の業務又は財産の状況が悪化した場合には損失を被るおそれがあります。
- ◎相場状況の急変により、買値と売値のスプレッド幅が広くなり、意図した取引ができない可能性があります。
- ◎市場での売買高が少ないことから新規建や保有建玉の決済が困難になる場合があります。

### 〈主として非上場会社に投資する組合契約への出資〉

- ◎国内外の政治・経済・社会情勢等により組合の投資先会社の業績や財産が悪化し、当該投資先会社の株式等の価値が下落した場合、利益の配分が行われず、又出資金の全部又は一部の返還が受けられないことがあります。
- ◎組合は多くの場合、将来性のある事業を行う国内外の非上場会社に投資を行うことを目的としており、当該投資先会社が想定通りに成長できなかった場合、組合は期待通りの収益を得られず、出資金の全部又は一部の返還が受けられないことがあります。
- ◎出資者は、匿名組合契約に別段の定めがある場合を除き、事業を執行する権利、事業に関して意思決定をする権利、営業者を代理する権利及びその他本事業の遂行に関するいかなる権限も有しません。
- ◎匿名組合契約に基づく組合員たる地位を取引する市場は存在しません。
- ◎組合の投資先会社が上場した場合でも、以下のような場合には、組合は期待通りの収益を得られず、出資金の全部又は一部の返還が受けられないことがあります。
  - \* 当該市場の規模が小さく、取引量が少ない場合等の理由で、市場実勢から期待される価格以下でしか当該投資先会社の株式等を売却することができない場合
  - \* 「ロックアップ条項」の存在又はその他の理由により、当該投資先会社の株式等を相当の期間売却することができない場合
- ◎匿名組合にかかる財産の所有権は、商法の規定に基づき、全て営業者に帰属し、匿名組合員たる出資者はこれに関して、持分又は所有権その他のいかなる権利も有しておらず、営業者に対して債権を有しているに過ぎません。よって、営業者につき、倒産等法的手続が開始された場合には、投資者は他の一般債権者と同様の地位に立ち、その出資金の全部又は一部の返還が受けられないことがあります。

### 〈主として上場有価証券及び市場デリバティブに投資する組合契約への出資〉

- ◎匿名組合事業の結果によっては、利益の配分が行われず、又出資金の全部又は一部の返還が受けられないことがあります。
- ◎出資者は、匿名組合契約に別段の定めがある場合を除き、事業を執行する権利、事業に関して意思決定をする権利、営業者を代理する権利及びその他本事業の遂行に

関するいかなる権限も有しません。

◎匿名組合契約に基づく組合員たる地位を取引する市場は存在しません。

◎匿名組合にて取引を行う金融商品には、次のようリスクがあります。

\*有価証券等に係る指数先物取引、債券先物取引、株価指数オプション取引、個別株オプション取引、債券先物オプション取引、金利先物取引、外国為替保証金取引、有価証券 CFD 取引、有価証券の信用取引等は、証拠金もしくは保証金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた保証金もしくは証拠金の額を上回るおそれがあります。

\*店頭デリバティブ取引（外国為替保証金取引、有価証券 CFD 取引）は、取引を行う証券会社等との相対取引ですので、取引相手の証券会社等の業務又は財産の状況の悪化などにより、差入れた保証金の一部または全部が返還されず、損失が生じるおそれがあります。また、当該証券会社等がリスクの減少を目的としてカバー取引を行っていた場合、当該カバー先の業務又は財産の状況の悪化などにより、差入れた保証金の一部または全部が返還されず、損失が生じるおそれがあります。

\*上場有価証券等の売買等においては、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券等の裏付けとなっている株式、債券、不動産、商品等の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

\*上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

\*有価証券等に係る指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が生じるおそれがあります。

\*外国為替保証金取引は、通貨の価格の変動により損失が生じるおそれがあります。

\*株価指数オプションの価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が生じるおそれがあります。また、指数オプションは、市場価格が現実の指数に応じて変動しますので、その変動率は現実の指数に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が生じるおそれがあります。

\*個別株オプションの価格は、対象とする有価証券の市場価格や当該有価証券の裏付けとなっている資産の価格や評価額の変動等により上下しますので、これにより損失が生じるおそれがあります。また、対象とする有価証券の発行者の信用状況の変化等により、損失が生じるおそれがあります。さらに、有価証券オプションは、市場価格が現実の市場価格等に応じて変動しますので、その変動率は現実の市場価格等に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が生じるおそれがあります。

\*国債先物オプションの価格は、金利の変動の影響等により上下しますので、これ

により損失が生じるおそれがあります。また、国債先物オプションは、市場価格が権利行使対象となる国債先物の価格に応じて変化しますので、その変動率は国債先物価格に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が生じるおそれがあります。

\*金利先物取引は、金利の変動により損失が生じるおそれがあります。

\*有価証券 CFD 取引は、原資産となる国内外の株式、株価指数、株価指数先物、債券先物の価格を参照して行う取引であり、取引相手の証券会社等が提示する CFD 価格の変動により損失が生じるおそれがあります。

\*有価証券 CFD 取引は、国内外に上場する株式、世界の主要な市場の株価指数、世界の主要な市場に上場する株価指数先物、債券先物の価格を指標として行われる取引であり、取引相手の証券会社等が提示する CFD 価格はかかる指標を参照して決定されるため、かかる指標変動を直接の原因として損失が生じるおそれがあります。

\*外国証券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。

\*外国証券は、当該国の政治情勢や経済情勢、金融商品市場等に起因する諸問題に伴い、外国証券の価格や為替相場が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。

◎匿名組合にかかる財産の所有権は、商法の規定に基づき、全て営業者に帰属し、匿名組合員たる出資者はこれに関して、持分又は所有権その他のいかなる権利も有しておらず、営業者に対して債権を有しているに過ぎません。よって、営業者につき、倒産等法的手続が開始された場合には、投資者は他の一般債権者と同様の地位に立ち、その出資金の全部又は一部の返還が受けられないことがあります。

その他の金融商品に関するリスクは、実際に取引等を行う際にご説明いたします。